



大阪+知的障害+地域+おもしろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3505号 2017.2.6 発行

登園・登校許可書って必要なの？ アピタル・森戸やすみ 朝日新聞 2017年2月6日

インフルエンザにかかったお子さんが治ったら、いつから登園・登校していいかご存じですか？抗インフルエンザ薬を使うと、とても早く解熱して、元気になることがあります。発熱した日をゼロと数えて5日たつまで、つまり6日目までは登園・登校はできません。これは抗インフルエンザ薬を使っても、いなくても同じです。

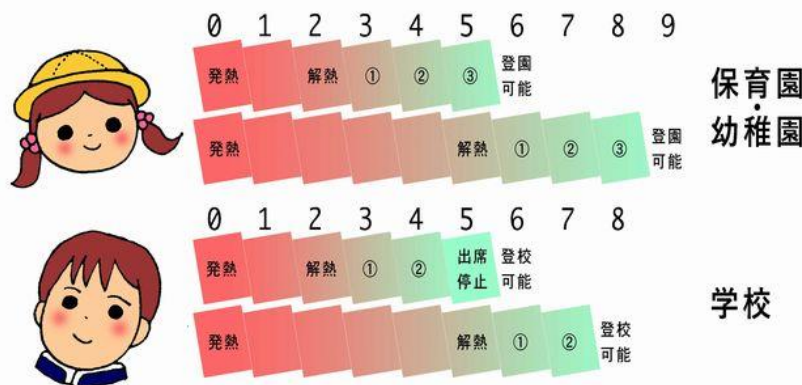
そして、保育園・幼稚園に通う子は解熱後、発熱していない日を3日置いてから登園できます。小学生以上の子は、解熱していない日を2日置いたら登校して構いません。この発熱から5日後、あるいは解熱して2-3日後の長い方までお休みします。出席停止という扱いになるので、欠席にはなりません。

これは学校保健安全法や関係法令で、「学校で予防すべき感染症」として定められています。保育園は文部科学省管轄の教育機関ではありませんが、幼稚園と同様です。保育所における感染症対策ガイドラインというものを厚生労働省が作っています。子どもが集まる狭い空間は感染症が蔓延しやすいので、安全に集団生活ができるために対策を考えてあるんですね。

「学校で予防すべき感染症」には、第1種としてエボラ出血熱、天然痘、ペスト、ポリオ、ジフテリアなどがあります。第2種として、麻疹、風疹、おたふく風邪、水ぼうそう、結核、百日咳、咽頭結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、インフルエンザ。第3種に流行性角結膜炎などがあります。これらは臨床研究などの報告をもとに、ウイルスや細菌などが体から

排出されていると考えられる期間は、園や学校に行ってはいけません。

登園・登校の可否をめぐっては、小児科医にとっては心苦しいとか切ないとか、悩ましい思いをいただくことがあります。たとえば年に1回、あるいは在園中に最初で最後の大事な発表会なのにおたふく風邪になってしまい、



インフルエンザ出席停止期間の数え方

「残念ながら明日は登園してはいけません」と宣告しなくてはならないとき、小児科医もつらいのです。

水ぼうそうは現在は2回の定期予防接種になったので大流行することは減りましたが、以前は接種していない子、接種していても1回だけの子が多く、切ない事例に遭遇するこ

とが多かったです。感染しても軽く済むから打たなくていい、注射は痛くてかわいそう、と思う親御さんがいたら、考え直してほしいです。インフルエンザも毎年、必ず流行する感染症です。「去年、かからなかったから今年は予防接種を受けません」という方がいますが、誰がいつ、どんな感染症になるかは分かりませんので予防はしっかり、人事を尽くしましょう。

いま流行しているインフルエンザは、特に感染する母数が多い分、毎年、いろいろな「攻防」があります。「えっ？今週いっぱい登校できないんですか？……発熱したのは昨日じゃなくておととだったかな。だとしたら金曜日から学校に行けますね」、「でも、昨日外来にいらしたときにはさっき熱が出たと言っていましたよ」と日数をあいまいにしたり、「同級生の子がうちの子と同時にインフルエンザになったはずなのに、発表会のためにこっそり登園していたんです」と抜け駆けの話をしたりする親御さんがいます。ほとんどの人が、他のお子さんに移してはいけなし、本人も病み上がりだから登園・登校の期日を守っています。発症した日をごまかしたり、出席停止期間中に登園・登校したりするのはやめましょう。

現在、日本では多くの医療機関がインフルエンザを診断するために迅速診断キットを使っています。発熱から12時間経っていないと診断が難しいことがあります。検査を希望する際には、発熱してすぐではなく、半日くらい時間をおいてから受診しましょう。もちろん、インフルエンザと診断される前でも、高熱でつらい、頭が痛い、筋肉痛や関節痛で眠れないなどインフルエンザっぽい症状には対症療法の薬が出されます。

検査がまだできない、抗インフルエンザ薬が処方されないからといって受診が無駄になるわけではありません。満を持して、発熱から12時間後に検査をしたらインフルエンザと診断され、抗インフルエンザ薬を処方されることが多いです。飲み薬、吸入薬がありますが、これを使わないと治らないのではなく、熱が1日程度早く下がるというものです。解熱鎮痛薬、去痰薬（痰を切る薬）などの対症療法の薬でも、一般的には時間がたてば治ります。主治医と話し合っ決めてみましょう。

点滴の抗インフルエンザ薬もありますが、主に重症例に使われます。初期救急診療所や時間外の医療機関で診断された場合は、抗インフルエンザ薬を通常の5日分ではなく1日分あるいは休み明けの分までしかくれないことがあります。これは、救急外来は急場をしのぐところで、薬の在庫をたくさん置けないという事情がありしかたのないことです。続きの薬をもらいに、本人と一緒にかかりつけの医療機関に行きましょう。

登園許可書・登校許可書は、法律で決められたものではありませんが園や学校からもらってくるよう言われることが多いので、通っている園・学校に確認してください。発熱して5日間は、一見元気になっても再び熱が上がってくるがあります。許可書をもらいにいくのは、発熱から5日以上経っていて48-72時間近く熱が出ていない頃がいいでしょう。

許可書をもらう場所は、原則的にインフルエンザと診断をしてもらった医療機関です。例えば、Aクリニックでインフルエンザと言われ、治ったのでB病院で許可書を出してもらおうと思っても、B病院には経過がぜんぜんわからないのです。いつから熱があつて迅速診断でいつインフルエンザだとわかり、内服を何日したということが証明できるのはAクリニックだけなので、Aクリニックに許可書をもらいに行きましょう。ただし、救急外来などで診断された場合はその限りでなく、お薬手帳や紹介状などを持ってかかりつけ医で引き続き診てもらっていますね。かかりつけ医で発行してもらいましょう。

そういった登園・登校許可書、治癒証明は、本人や保護者、医療機関に負担が重く廃止したほうがいいのかという意見もあります。すべての人が登園・登校の基準をよく知って、守っていたらもちろんいいです。厚労省の保育所における感染症対策ガイドラインにも一律の届け出書の提出は必要ありませんと書いてあります。しかし、実際には医師の診断に基づいた許可書を求められることが多いので、自治体や通っている園・学校に確認しましょう。



災害時絵文字で避難誘導 読売新聞 2017年02月06日
イラスト入りのピクトグラムを見せて行動を促す救助隊員（岡山市中区で）

◇岡山市消防局 ピクトグラム考案

岡山市消防局は、川崎医療福祉大（倉敷市）と共同で災害時用の「ピクトグラム」を考案した。救助訓練で有効性を検証した上で、3月末までにデザインや色、形などを修正して完成させ、配備したい考え。担当者は「外国人や子ども、聴覚障害者など、誰にも分かるように仕上げていきたい」としている。（加藤律郎）

外国人や子ども、聴覚障害者など、誰にも分かるように仕上げていきたい」としている。（加藤律郎）

◇川崎医療福祉大と共同 訓練で検証、配備へ

ピクトグラム作りは、岡山北消防署の特別高度救助隊員の渡辺敏規さん（34）が、火災現場で遭遇した聴覚障害者に、ヘルメットに書かれた「岡山市消防局」の文字を見せて避難誘導した経験談をもとにした論文を、昨年12月の全国消防救助シンポジウム（東京）で発表し、必要性を訴えたのがきっかけ。同消防署が同大に依頼し、医療福祉マネジメント学部3年の学生5人が作成した。

ピクトグラムは、ラミネート加工した紙（A3判）で、「こちらに来てください」や「上着を入れてください」などがある。今月2日には、中区の市消防教育訓練センターで行われた化学物質による災害に対応する訓練で、3種類、各2パターンを初めて使用した。

訓練は、8階建てビルに入居する料理店で塩素ガスが発生し、ビル内にいた10人を救助し、容体に応じて治療の優先度を定めるトリアージを行う想定。防毒衣を着た隊員が、マスクでは声が通りにくいいため、救助者に「こちらに集まる」「袋に入れる」などと書かれたイラスト付きのパネルを見せて誘導していた。

作成に関わり、訓練にも参加した同学部医療福祉デザイン学科の学生浜田萌さん（20）は「近い距離で示してもらえると理解できるけど、少し遠いと見えにくいことが分かった。今後は、形や大きさ、色なども工夫して、課題を解決していきたい」と話していた。

<ピクトグラム>

1964年の東京五輪の時に、外国人とのコミュニケーションを取るための手段の一つとして、美術評論家の勝見勝（1909～83年）らが考案した絵文字。日本工業規格（JIS）には、代表的な案内用のマークとして159種類が掲載されている。また、非常口のマークは、国際標準化機構（ISO）にも掲載されており、海外でも広まっている。



バレンタイン商品で障害者の活動知って 大田区に10、11日特設ショップ 東京新聞 2017年2月6日

14日のバレンタインデーを前に、大田区障がい者総合サポートセンター（中央4）に10、11日、プレゼント用の商品をそろえた特設ショップができる。

区内11の障害者就労支援施設が出品する。バレンタイン用のカラフルなパッケージで包んだ手作りのチョコクッキーやパン、チョコケーキなど計約1000点を用意。

ハート形のキーホルダーなどのグッズもあり、ほとんどを100円で販売する。

区障害福祉課は「商品を組み合わせてオリジナルのプレゼントも作れる。障害者の活動を知ってもらうきっかけになれば」と話している。

営業時間は10日が午前11時～午後4時、11日が午前10時～午後3時。問い合わせは、同課＝電03（5744）1700＝へ。（梅村武史）

愛知県 雇用率向上へ障害者と企業双方支援

読売新聞 2017年02月06日

愛知県は2017年度、障害者の雇用拡大を目指し、障害者と企業双方の支援を強化することを決めた。同県の民間企業の障害者雇用率は法定雇用率に届かず、全国でも東京都に次いで低い状況となっており、県は職業訓練校に専門コースを新設する一方、企業には奨励金を支給することで、雇用者数の底上げを図る。

障害者支援では、名古屋市と岡崎市にある県の職業訓練校に知的障害者を対象にした1年のコースを設け、事務の補助やスーパーなどでの業務に必要な包装や計量の技術を学べるようにする。このほか、名古屋では介護現場を想定したシーツの交換や洗濯など、岡崎ではボルトの組み付けなども指導する。初年度は10人ずつを受け入れる。

企業支援では、中小企業による雇用が進まないことを踏まえ、従業員50人以上300人以下の企業が初めて6か月以上雇った場合は1社につき奨励金60万円、短時間勤務の場合は30万円を支給し、人件費などの一部に充ててもらおう。担当者は「支給を次の雇用の呼び水にしたい」と話している。

厚生労働省がまとめた愛知県内の企業の障害者雇用率は1・85%（昨年6月現在）。前年より0・04ポイント上昇したものの、法定雇用率（2・0%）や全国平均（1・92%）を下回っている。県は企業経営者向けのセミナーを開くなど対策を実施し、雇用者は14年連続で増えているが、法定雇用率を達成した企業は5641社中2662社と47・2%にとどまっている。

雇用面で障害を理由にした差別を禁じ、働くにあたって支障があれば改善する配慮を義務づけた改正障害者雇用促進法も昨年、施行されている。大村秀章知事は「一人でも多くの障害者が働ける場所をつくるため努力する」と話している。

介護のコツは「プチ親不孝」 「ペコロス」の岡野さん講演【福岡県】

西日本新聞 2017年02月06日

認知症になった母と過ごした日々を語る岡野雄一さん

認知症の母との日常を描いた漫画「ペコロスの母に会いに行く」（西日本新聞社）作者の岡野雄一さん（67）が5日、福岡市東区のイオンモール香椎浜で講演し「自分の時間をまめに持ち“プチ親不孝”をして」と介護のコツを語った。

岡野さんは昨年7月に相模原市の知的障害者施設で19人が刺殺された事件に触れ、「認知症の母と過ごした日々は得るものが多かった。そんな豊かな時間を知らない人が増える社会は怖い」と懸念。しっかり者だった母が排せつ物を靴に付けてトイレから出てきたエピソードを明かし「それでも少女に戻ったような母を見て生きていてくれて良かった、と思うようになった」と振り返った。

「恋愛と同じで、抱きしめていると共倒れする。手を伸ばしたところにぬくもりがあるくらいの距離が一番良い」と岡野さん。

講演は「笑い介護」をテーマに福岡大とイオン九州、福岡市が主催。ほかに劇団「ギンギラ太陽's」の大塚ムネトさんらによるシンポジウムや「笑いヨガ」教室もあった。



中高年の就業支援、さらに力 京都ジョブパーク、利用増で計画

京都新聞 2017年2月5日

京都市南区の京都ジョブパークが本年度始めた、40～64歳の中高年向け就業支援の利用者が増えている。背景には企業の人材不足や、中高年の転職意欲の高まりがある。中高年専用の支援プログラムを設けるのは全国的に珍しいといい、今春以降、他団体と連携して、充実させる計画だ。



職業生活後半のキャリア選択などをテーマに、昨年の夏から開いているセミナー（2016年9月28日、京都市南区＝京都ジョブパーク提供）

同ジョブパークは、2007年、京都府の総合就業支援拠点として京都テルサ3階にオープンした。それまで府の就業支援は30代までの若年層を対象としていたが、子育て中の女性や障害者に窓口を広げた。40～64歳の中高年にも、カウンセリングや求人紹介など通常支援を行っており、15年、16年

は利用者のうち25%を中高年が占めていた。

人材不足で中高年に注目する府内企業が増加しているほか、人手不足を見越し、より好条件への転職を目指す中高年労働者もいるため、40～64歳の中高年を対象を絞ったプログラムを充実させることにした。

昨年夏以降、転職時の心構えやこれまでのキャリアの生かし方などを学ぶセミナー、接客・販売、清掃、警備など人材不足業界の技術を学ぶ技術研修、府内企業との交流会などを開催してきた。利用者は回を追うごとに増加。技術研修者の約3割が内定するなど実績も出始めている。

今後も、セミナーや研修を企画するほか、次年度は他団体と連携し、65歳以上にも対象を広げるなど支援を拡充する方針だ。

現在、2月13日から始まる、中高年対象のスキルアップ研修の参加者を募集している。2月6日締め切り。申し込みは、京都ジョブパークTEL075（682）8915。

返礼品競争「是正を」72% ふるさと納税、自治体消耗 共同通信 2017年2月6日

好きな自治体に寄付をすると住民税や所得税が軽くなる「ふるさと納税」で、寄付した人に自治体が贈る返礼品を巡り、全国の自治体の72%が上限額設定などによる是正が必要と考えていることが5日、共同通信の調査で分かった。自治体同士の競争が激化したことで、返礼品代が寄付額の43%を占め、独自の政策に使えるお金はさほど増えない実態が判明。消耗戦に疑問を持つ自治体が多くなっていることが浮き彫りになった。

ふるさと納税は地域活性化に役立っているなどとして、評価する自治体は82%だった。ただ、寄付は一部に偏り、自治体の間で差が開いている。

実質賃金、5年ぶりプラス＝16年、0.7%増—厚労省 時事通信 2017年2月6日

厚生労働省が6日発表した2016年の毎月勤労統計調査（速報値）によると、賃金の伸びから物価変動の影響を差し引いた実質賃金は前年比0.7%増となり、5年ぶりのプラスだった。

賃金が伸びた一方、物価が下落し、実質賃金を押し上げた。実質賃金の伸びは10年（1.3%増）以来の大きさだった。

基本給に残業代、ボーナスなどを合わせた1人当たりの現金給与総額（月平均）は0.5%増の31万5372円と3年連続のプラス。同省は「16年春闘で基本給を底上げするベースアップ（ベア）が相次いだ影響が大きい」（雇用・賃金福祉統計室）とみている。

現金給与総額のうち、基本給に当たる所定内給与は0.2%増の24万267円、ボーナスなど特別に支払われた給与は2.0%増の5万5637円。残業代など所定外給与は0.6%減の1万9468円だった。

【主張】 検索削除判断 表現の自由には重責伴う 産経新聞 2017年2月6日

過去の逮捕歴に関する記事をインターネットの検索サイトから削除するよう求めた仮処分申し立てで、最高裁は削除を認めなかった東京高裁の決定を支持した。

「表現の自由」を重視した妥当な判断である。一方で最高裁は「検索事業者の表現の自由と比較して、プライバシーが優越することが明らかな場合には、検索結果の削除を求めることができる」とする基準を示した。

削除の可否は個々の事案のケース・バイ・ケースであり、検索事業者の「表現行為」には自由と、これに伴う責任があると認定したものだ。掲載事項が無制限に認められたものではない。

検索事業者は従来、情報発信者と検索者を機械的につなぐ「媒介者」にすぎず、責任を負わないとの立場をとってきたが、最高裁はこれを否定した。ただグーグルやヤフーなどの検索大手はすでに、削除要請などに対して柔軟に応じる姿勢を示している。今後も検索サイトの運営には、重い責任を負わなくてはならない。

仮処分を申し立てた男性の逮捕歴は、児童買春の容疑だった。最高裁は「児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利益に関する事項であるといえる」と判断した。罪種で判断を分けることについては異論もあろうが、おおむね社会通念に沿った意見であると評価できる。

今後は「表現の自由」と「プライバシー」のどちらが優先されるか、個々の判例の集積で示されることになる。だが、一義的にはまず、表現者である検索サイト側が判断すべき問題だろう。

それは記事配信を行う、産経新聞などの報道機関にとっても同様の責務である。

プライバシーが表現の自由に明らかに優越すると判断すれば速やかに記事を削除する。同時に、安易に削除要請に応じることも戒めなくてはならない。

男性の申し立てを認めたさいたま地裁は国内で初めて「忘れられる権利」を認定したが、東京高裁は「忘れられる権利は法律で定められたものではない」と指摘し、地裁決定を取り消した。

法律にない以上、この問題への言及を避けた最高裁の判断は当然といえる。

社説：結婚支援／働き方改革こそが基本だ 河北新報 2017年2月6日

「希望出生率1.8」の達成を掲げ、国は少子化対策として結婚支援に力を注いでいる。しかし、行き過ぎた「官製婚活」は特定の価値観の押し付けやハラスメントになる。そのことを肝に銘じ、少子化対策の根本は何かを捉え直すきっかけにしてほしい。

内閣府の有識者検討会が昨年末にまとめた「結婚の希望を叶（かな）える環境整備に向けた企業・団体等の取組に関する提言」のことだ。

検討会は、昨年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき設置。国や自治体の取組みに加え、企業や団体、大学も自主的な結婚支援に取り組めるような機運醸成が重要として、その在り方を話し合った。

当初の提言案には、企業の取組み事例として、社内の既婚者が独身者の相談に乗る「婚活メンター（サポーター）」の設置、効果を上げている企業の顕彰などが盛り込まれた。

これに対して、検討会の委員の間では反対意見も少なくなく、市民団体や労働組合などからも「職場でのセクハラ、パワハラを助長する」「特定の価値観を強要することになる」

と批判が高まった。反対署名も提出された。

世の中には多様な価値観がある。当然、結婚しない生き方も尊重されなければならない。企業が結婚を奨励、支援することは、従業員のプライバシーに干渉する「個の侵害」になりかねない。

上司や先輩従業員から結婚のことに立ち入られる「支援」はハラスメントにつながる。身体的な理由で出産できない人や、異性との結婚を望まない性的少数者の人などにも苦痛を与える。そもそも、企業が従業員の結婚を支援する取り組みは必要なのか。

そうした声を受け、提言は大幅に修正された。婚活メンターや顕彰制度の例示は削除され、前文に『結婚は必ずした方がよい』『結婚して一人前』といった特定の価値観を個人に押し付けたり、個人の決定にプレッシャーを与えたりすることがあってはならない」と明記された。

取り組みの進め方によってはハラスメントと捉えられるリスクがあること、個の侵害を厳に慎むことなども留意点として盛り込んだ。

その上で、環境整備としてまず取り組むべき基本的な課題は、長時間労働の是正や非正規雇用労働者の処遇改善など働き方改革を推進し、個人が安定的な収入や十分な生活時間を確保できるようにしていくことだと提言している。

この点、提言の指摘はもつともだ。出生動向基本調査では結婚への障壁として最多の4割以上が「結婚資金」を挙げている。出会いや交際、結婚の機会を広げるのは生活時間や心のゆとりだろう。加えて、子どもが育つ環境の整備も重要だ。働き方改革こそが結婚支援の基本と心得て、強力に施策を推進してほしい。

社説 障害者差別解消法の周知進んでいるか

中日新聞 2017年2月6日

どこまで浸透しているのだろうか。そんな疑問もよぎる。障害者差別解消法のことだ。法の意義を地域で率先して理解し、一般住民にも周知する立場の自治体の対応が遅いように見えるからだ。

障害のある人もない人も、互いに分け隔てなく、ふつうに暮らせる関係、社会を築いていく。これが差別解消法の目的である。昨年四月、施行された。

法は、行政や事業者に不当な差別、不平等な扱いなどを禁じ、障害者の求めに応じた手助けなどの合理的配慮を求めている。

全国の自治体に、職員の「対応要領」を策定するよう努力義務で促しているのもそのためだ。

ところが、施行半年後の昨年十月時点で要領を作っていたのは、全国の市区町村（都道府県を除く）の半数にも満たぬ43%だったことが、内閣府の調査で分かった。

年度内には策定予定という自治体を合わせても全部で七割ほど。残り三割の自治体の動きは、のんびりしすぎていないか。

市区町村職員は障害者にとって身近な存在。法をよく知り、地域で暮らす彼らとどう向き合うか。施策を進める上でも要領は大切な指針になる。実際、策定を終えた横浜市は、幅広く当事者から意見を聴き、視覚障害者への合理的配慮の一例として「ホームページの文字データを音声に変換できるように掲載」と明記した。

昨年十二月、愛知県尾張旭市で開かれた同法を考えるシンポジウム。地元NPO代表の重症筋無力症の女性や、子育て奮闘中の四肢まひのお父さんら障害者五人が、思いを自由に述べた。一人が点字ブロックの整備を訴えると、すかさず一人が「点字ブロックは車いすには通りにくい」などと。

参加者の感想文には「まずは知ることが必要と感じた」「この法は健常者のものであることも分かりました」などとあった。

「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という言葉がシンポでは繰り返された。それほど障害者の歴史は、いわれない偏見や差別、無視で覆われてきた。

国民の約6%、二十人に一人が障害者というデータもある。

人ごとではないのに、想像力を膨らませることができる人がいれば、そうでない人もいる。誰もが隔てなく暮らせる社会を築くのは容易ではない。解消法はその“根拠”になり得る。だからこそ現場はしっかり対応し、伝道師のように広めていってほしいのだ。

【主張】一極集中の是正 地方高齢者への支援急げ 産経新聞 2017年2月6日

安倍晋三政権が旗を振る東京一極集中の是正に成果がみられない。

総務省の人口移動報告によれば、東京圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）は21年連続で転入超過となった。大阪圏と名古屋圏は4年連続の転出超過だった。

より条件の良い働き口を求め、人々が集まってくるためだろう。東京五輪に向けて、こうした流れはさらに強まるとみられる。

地元に残りたくても、思うような仕事が見つからない。進学や就職を機に若者が転居するのはやむを得ない。

一極集中への歯止めには、大学などで身に付けた知識を活用できる仕事の創出が不可欠だ。地方創生も、そこにもっと重点を置いた取り組みを急ぐべきである。

転入超過だった東京圏でも、その人数は5年ぶりに減少した。少子化で若者の絶対数が減ったことが要因だという。代わって、今後増えるとみられるのが地方で1人暮らしをしてきた高齢者だ。

要介護状態になくとも、通院や買い物などの日常生活が困難だという人は多い。こうした高齢者が東京圏に住む子供などを頼って同居や近居を選ぶケースはすでに目立っている。

東京圏の高齢化がさらに進めば、病院や福祉施設の不足がさらに深刻化する。

こうした高齢者は、少しのサポートがあれば、住み慣れた地域で暮らし続けられる。地方高齢者の生活支援の強化を求めたい。

例えば、安価な家賃の高齢者住宅を整備し、病院への送迎、役所の窓口での手助けといったサービスを、公的事業として展開してはどうか。これらはコンパクトな町づくりの推進にもつながる。

東京一極集中の是正は、国土形成に関わる問題でもある。人口が集中する東京圏は、経済の牽引（けんいん）役を担ってきた。

だが、この成長モデルは長く続かない。食料を供給してきた地方が疲弊すれば、東京圏も機能しなくなるからだ。

東京直下型地震も予測されている。国家の危機管理の上でも大阪圏などとの多極化が望ましい。

五輪後を見据え、東京圏をどう位置付け、人口集積によらない新たな成長モデルをどう築くか。

安倍政権には、早期に国家のグランドデザインの検討に入ってもらいたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行